

上通農地水広域協定(池之島集落 大口集落 坪根集落 押思集落 大曲戸集落)エリア共通

上通農地水広域協定  
会長 塩入 恒男

## 農用地維持管理される 地主及び管理者へお願い

令和8年度も営農活動がスタートしております。毎年行われる広域協定 農地維持活動、資源向上活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。令和8年度で5年計画最後の年になります。引き続き上記活動に参加していただき、農地・水路・農道の維持保全が前進するよう何卒宜しくお願いいたします

昨年、多面的支払事業にて初めて返還金の事例が発生しました。この内容は各集落情報が入っていると思います。この返還金は農用地が管理されておらず、交付金対象外によるものです。今後農用地が管理されない所が、色々な要因で発生し増加すると思われれます。耕作放棄地を増加させないため、令和7年度 運営委員会にて下記の内容が決議されました

### 2026/3/7運営委員会決議

- ①農用地管理に関しては、地主 及び 管理者にて対応する(今まで通り)
- ②地主及び管理者に農用地の管理について周知徹底を行う(令和8年度から実施開始)
- ③地主及び管理者が維持管理できない場合は、各集落農家組合及び運営委員に相談を行う
- ④各集落にて問題が発生した場合は、役員会にて協議を行う
- ⑤個人の農用地の維持管理に関しては、広域活動交付金は基本使用しない  
※役員会協議の結果、交付金を活用することもありうる。
- ⑥各集落においては、地主 及び管理者と協議を行い、維持対策費用を決定する

### 耕作放棄地が与える影響として

- ①雑草や木に覆われると、害虫が発生しやすくなり農作物の影響や景観に悪影響を及ぼす可能性があります
- ②鳥獣被害の増加で野生動物の餌場となり、近隣の農作物への被害が増加する可能性があります
- ③ゴミの不法投棄により環境汚染や景観悪化につながります

### 地主及び管理者の維持管理 ⇒ 対策期限 令和8年6月30日

上記影響が発生しないためにも、農用地の維持管理に 地主 及び 管理者には 草刈 除草等の対応を確実に実施してもらうよう宜しくお願いいたします

尚、維持管理が対応できていない地主 管理者には 直接書面を持って対策に関して協議致します

何卒ご協力宜しくお願いいたします

以上